

出席停止のお知らせ

平成 年 月 日

年 組 さん
保護者様

神津村立神津中学校長
富田 聖和

お子様はこのたび、「学校において予防すべき感染症」にかかりましたので、出席停止となります。下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校についての指示を聞いたうえで、自宅療養をしてください。

この処置は、お子様に十分な休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをしません。

なお、登校の場合には、「出席停止解除願い」を記入し、学校に提出してください。（保護者記入欄と医師記入欄があります）

ただし、登校した際に、まだ感染の恐れがあると思われる場合には、学校長より休養や受診を指示するか、診断書の提出を求める場合があります。

出席停止扱いとなる感染症については、裏面でご確認ください。

以上

学校に提出するのは、このページのみ1枚です

- *この用紙は、医師記入欄と保護者記入欄があります。感染症の診断、登校についての指示を受けた場合は、保護者が児童生徒氏名を記入してから、診療所に提出、医療機関記入欄を記入してもらってください。
- *病気が治癒して登校を開始する際には下段を保護者が記入し、登校初日に学校へ提出してください。
- *症状が続き迷う場合は必ず再受診をお願いします。出席停止の期間についてわかりにくい場合は、学校にお問合せください。

出席停止解除願

神津島村立神津中学校長様

保護者記入欄	生徒氏名	年 組
	発症日	平成 年 月 日
医師記入欄	診断日 (○印または記入)	・同上 ・平成 年 月 日
	医師名・印	神津島村診療所 医師 印
	病名 (医師から診断されたもの)	
保護者記入欄	病気にかかっていた期間	平成 年 月 日～ 月 日
	上記のため休みましたが、主治医より指示を受けましたので、出席停止の解除をお願いいたします。 保護者氏名 _____ 印	

き
り
と
り

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（血清亜型がH5N1、H7N9であるものに限る）、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで (医師の診断による)
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）その他*	感染のおそれなくなるまで (医師の診断による)

*その他の感染症: コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウィルス性肝炎、帯状疱疹、ヘルパンギーナ、EBウイルス感染症など。

【 他 】